

一般廃棄物処理業許可証

複製厳禁

住 所 岐阜県可児市下恵土233番地1
株式会社 橋本
代表取締役 橋本 和彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物処理業の許可を受けた者であることを証明する。

平成29年3月22日

岐阜県加茂郡七宗町長

井戸 敬二



記

- 事業の範囲
 - 処理の区分 収集・運搬
 - 取り扱う一般廃棄物の種類
 - 事業活動に伴って生じる一般廃棄物
 - 230 cmを超える一般廃棄物
 - 特定家庭用機器廃棄物
 - 町の収集運搬委託を除く一般廃棄物
 - 引っ越しに伴う一般廃棄物
- 許可期間 平成29年4月1日から平成31年3月31日
- 許可条件
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第4項及び第5項の規定を遵守すること。
 - 一般廃棄物の収集、運搬及び処理にあたり一般廃棄物が飛散、又は流出しないようにすること。